

特定健康診査等実施計画

【第四期 令和6年度から令和11年度】

東京都自動車整備健康保険組合

令和6年4月

特定健康診査等実施計画

平成 20 年 4 月より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳以上 75 歳未満の被保険者と被扶養者を対象にした特定健康診査及び特定保健指導の実施が健康保険組合等の保険者に義務付けられ、平成 30 年度より平成 35 年度までの 6 年間に於ける「第三期特定健康診査等実施計画」が終了し、令和 6 年度より令和 11 年度までの 6 年間に於ける「第四期特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査及び特定保健指導を下記のとおり計画に則り実施して行くこととする。

記

1. 当健康保険組合の現状

第三期のうち平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間に於ける特定健康診査の結果は、年間平均で見ると対象者 9,557 人中 7,032 人受診、受診率 73.54%で最終年度の目標値とした 85.00%に達することは容易ではない状況となっている。

一方、特定保健指導の結果については、年間平均で見ると動機付け支援対象者が 604 人終了者 55.0 人で受診率 9.11%となっており、また積極的支援対象者は 1,027 人終了者が 64.2 人で受診率 6.25%となっており、いずれも最終年度の目標値とした 30.00%に達しておらず、今後、受診率を高めるためには、事業主とのコラボヘルスが重要となってきている。

したがって、特定健康診査・特定保健指導については、被保険者だけでなく被扶養者に対しても受診率の向上を図ることが今後の課題となっている。

2. 特定健康診査等の基本的な考え方

(1) 「特定健康診査」は、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満等（以下「糖尿病等」という。）の生活習慣病の該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

また、「特定保健指導」は、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

(2) 特定保健指導の対象者

特定健康診査を実施した結果等により、厚生労働省令で定める対象者を階層化する基準に基づき「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当した者を対象者とする。

3. 達成目標

(1) 特定健康診査に係る目標実施率

最終年度の令和11年度における特定健康診査の実施率を85%とする。

この目標に向け、令和6年度以降の実施率を以下のとおり定める。

(%)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	89.1	90.4	91.7	93.1	94.4	95.7
被扶養者	38.6	42.1	45.7	49.2	52.8	56.3
計	76.6	78.3	79.9	81.6	83.3	85.0

(2) 特定保健指導に係る目標実施率

最終年度の令和11年度における特定保健指導の実施率を30%とする。

この目標に向け、令和6年度以降の実施率を以下のとおり定める。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者	9,900	9,880	9,860	9,840	9,820	9,800
保健指導対象者	1,640	1,600	1,560	1,520	1,480	1,440
目標実施者数	120	182	245	307	370	432
目標実施率(%)	7.32	11.86	16.39	20.93	25.46	30.00

(3) 令和11年度におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を令和6年度と比較して25%以上とする。

4. 対象者数及び目標実施者数

(1) 特定健康診査

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被 保 険 者	40歳以上対象者	7,440	7,435	7,430	7,425	7,420	7,415
	目標実施者数	6,630	6,723	6,816	6,909	7,002	7,095
	目標実施率(%)	89.1	90.4	91.7	93.1	94.4	95.7
被 扶 養 者	40歳以上対象者	2,460	2,455	2,450	2,445	2,440	2,435
	目標実施者数	950	1,007	1,064	1,121	1,176	1,235
	目標実施率(%)	38.6	41.0	43.4	45.8	48.3	50.7
全 体	40歳以上対象者	9,900	9,880	9,860	9,840	9,820	9,800
	目標実施者数	7,580	7,730	7,880	8,030	8,180	8,330
	目標実施率(%)	76.6	78.2	79.9	81.6	83.3	85.0

(2) 特定保健指導

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
被 保 険 者 ・ 被 扶 養 者	40歳以上の対象者	9,900	9,880	9,860	9,840	9,820	9,800
	動機付支援対象者	610	630	610	580	560	540
	目標実施者数	55	82	108	135	161	188
	目標実施率(%)	9.02	13.02	17.70	23.28	28.75	34.81
	積極的支援対象者	1,030	1010	990	970	950	930
	目標実施者数	65	103	140	178	215	253
	目標実施率(%)	6.31	10.20	14.14	18.35	22.63	27.20
	保健指導対象者計	1,640	1,606	1,572	1,538	1,504	1,470
	目標実施者数	120	184	248	313	377	441
	目標実施率(%)	7.32	11.46	15.78	20.35	25.07	30.00

5. 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、契約健診機関の健診車が巡回して実施又は契約医療機関(院内)で実施する。なお、原則として被扶養者については、契約健診機関(院内又は健診会場)で実施する。

特定保健指導は、(一社)東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という。)の契約医療機関に委託して実施する。

(2) 健診項目

健診項目は、標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】第2編第2章2-1の健診項目とする。

(3) 受診方法及び利用券の発行

特定健康診査を希望する者は、希望する東振協の契約健診機関に予約し、健診申込書を健保組合に提出する。ただし、巡回健診については、健診車が巡回した日時に受診する。

特定保健指導の該当者には、利用券を発行し事業所を通じて対象者に交付する。

(4) 周知・案内方法

周知・案内方法については、事業所宛通知又は機関紙「健保たより」及びホームページに掲載し、普及啓発に努めることとする。

(5) 健診結果の受領方法

健診結果は、原則として東振協から事業所を通じて受診者に交付される。

健診結果及び保健指導の結果データは、東振協から健保組合に送付される。

(6) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導については、東振協から対象者リストが送付され、当健保組合で該当者に通知する。

6. 個人情報の保護に関する事項

当健保組合は、「健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（厚生労働省保険局長通知）に基づき定めた、個人情報保護管理規程を遵守し、特定健康診査・特定保健指導を実施する。

特定健康診査等の結果データの管理者は、常務理事とし、結果データの利用については、当健保組合の限定した職員に限り、利用することができるものとする。

7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当実施計画については、毎年、保健事業委員会において見直しを検討するとともに理事会に答申する。

また、実施から3年間経過後、評価を行い目標と大きくかけ離れた場合又はその他必要がある場合は、実施計画を見直すこととする。なお、見直した場合は遅滞なく公表する。

附則

この実施計画は、令和6年4月1日から適用する。